

## 避難行動要支援者名簿への登録について

災害対策基本法に基づき、市では、災害時に避難支援等を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しております。この名簿に登録されている情報は、平常時から避難支援等関係者へ提供され、安否確認や避難支援等に役立てられます。

### 1 避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）とは

市では、下記に該当する方のうち、災害が発生または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする方を要支援者としております。

- ア、65歳以上の一人暮らし高齢者・75歳以上の二人暮らし高齢者
- イ、介護保険法で規定する要介護4・5の認定を受けている方
- ウ、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方
- エ、療育手帳Aを所持している方
- オ、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- カ、その他乳幼児等、市長が必要と認める方

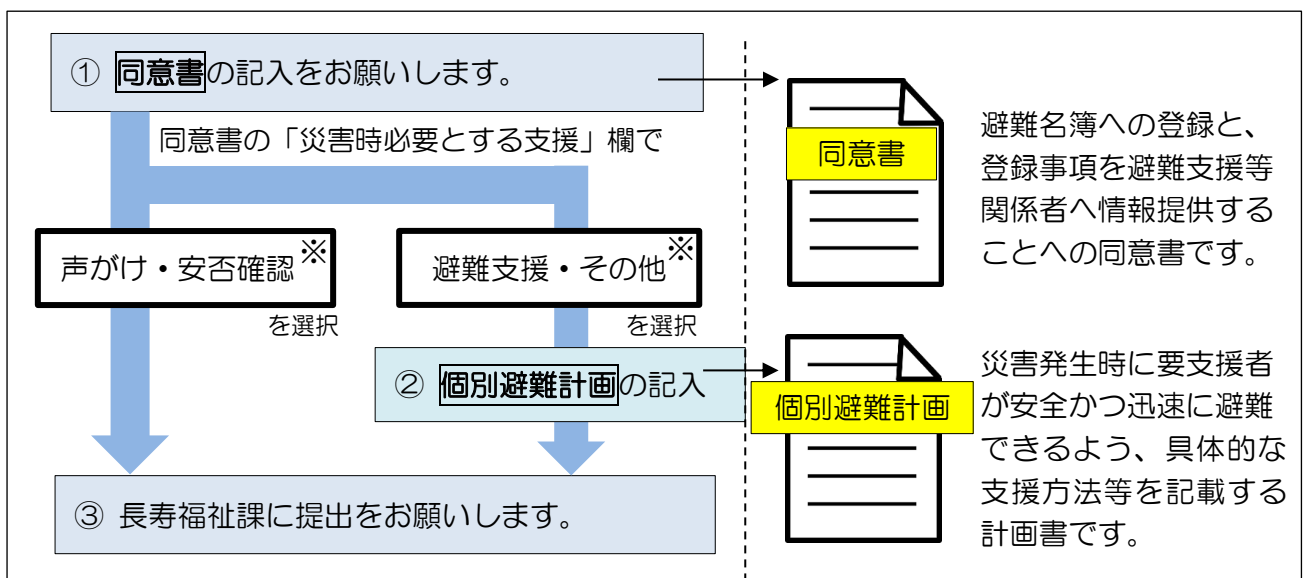
※施設等に入所している方は対象外となります。（自宅に戻られた場合は対象となります。）

### 2 避難行動要支援者名簿（以下、「避難名簿」という。）への登録方法

登録を希望する方は、下記①同意書をご提出ください。

また、①同意書中段の『災害時必要とする支援』の欄で、「避難支援」「その他の支援」を選択された方は、下記②個別避難計画の提出が必要となります。

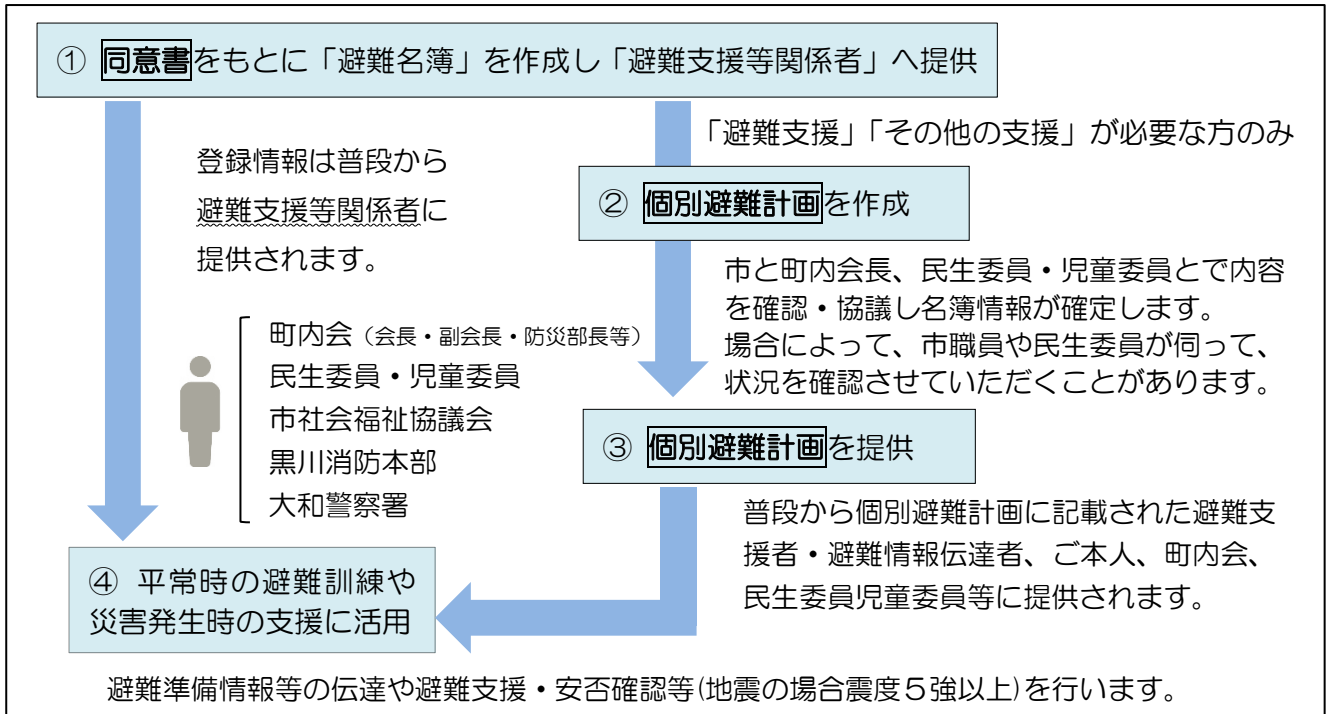
- ① **同意書**（避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書【様式1】）
- ② **個別避難計画**（避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）【様式3】）



※「声かけ・安否確認」「避難支援」が必要な方の目安は下記のとおりです。

声かけ・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所まで自力で歩いて避難できるが、虚弱等により、声かけ等が必要な方</li> <li>② 日中独居等により、声かけ等が必要な方</li> </ul>
避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自力で避難できないため、避難所まで誰かの手助けを必要とする方</li> <li>② 家族と同居しているが、避難時に家族以外に複数の手助けを必要とする方</li> </ul>

### 3 避難名簿への登録から平常時支援・災害時対応までの流れ（市・避難支援等関係者の動き）



※ 避難支援等関係者への避難名簿や個別計画の提供は、原則年に1回(毎年9月頃)としています。

### 4 登録内容の更新について

年に1回（毎年5～6月頃）、同意書および個別避難計画の内容確認のため、地域の民生委員・児童委員がお伺いします。ただし、内容に変更があった場合は、随時担当課までご連絡ください。

### 5 名簿情報提供先の守秘義務について

提供する名簿情報は、防災目的・災害等の避難支援や救助目的以外に使用しません。名簿情報提供先には災害対策基本法による守秘義務が課せられます。

### 6 注意事項

- ① 災害時等における避難支援は、地域の支援者の善意による活動として、可能な範囲で行っていただくものです。支援者ご自身の安全を確保した上で行うため、全ての場合に万全の体制が取れるわけではありません。状況によっては、安否確認の実施や避難支援等の活動自体が困難な場合もあり、法的な責任や義務を負うものではないので、予めご了承ください。
- ② 町内会（自主防災組織）によって、安否確認の方法が異なりますので、普段からお住まいの地域の安否確認の方法を確認してください。
- ③ 状況確認等のため、民生委員等が訪問することがありますので、その際はご協力ください。

### 災害時の日ごろの備えについて

- ・困った時に気軽に相談できる関係を作れるように、日頃から地域活動への参加やご近所付き合いをしましょう。
- ・家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など、家の中の安全対策をしましょう。
- ・情報を得るための手段の準備や物資の備蓄、持ち出し可能な医療用具等(携帯用酸素ボンベ等)をそろえておきましょう。
- ・災害時の避難場所や家族との連絡方法などを決めておきましょう。
- ・緊急連絡先やかかりつけの医療機関、服薬等の情報をまとめておきましょう。

